

花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針

この基本方針は、花きの振興に関する法律（平成 26 年法律第 102 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項、花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項、花き産業の振興のための施策に関する事項、花きの文化の振興のための施策に関する事項並びに花きの需要の増進のための施策に関する事項を定めるものである。

なお、この基本方針における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例によるものとするが、花きには、例えば、切り葉、切り枝、観葉植物、盆栽等も含まれる。

第 1 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

我が国における花き産業は、平成29年の産出額が3,687億円と農業産出額の4%を占め、若い生産者の活躍も目立つなど、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているところである。また、我が国における花きの生産技術は高い水準にあり、多様で高品質な国産花きについては、令和元年に開催された国際園芸博覧会における大賞受賞を始め、これまで多くの賞を受賞するなど国際的に高い評価を得ていることもあり、近年、アジアやヨーロッパ諸国、米国向けを中心に花きの輸出は増加傾向にある。平成29年には我が国で初めて花き輸出専用の集出荷施設が整備される等、輸出の拡大に向けた取組が進展している。

さらに、我が国においては、生け花、盆栽、門松等、世界に誇る花きに関する豊かな伝統と文化が国民の生活に深く浸透しており、花きに関する伝統を承継し、花きの文化を振興することは、国民の心豊かな生活の実現に資することとなる。

他方、近年の国内市場における花き消費の伸び悩み、大量生産された安価な切り花の輸入の増加、燃油価格の高騰といった諸問題に対応する観点から、我が国の花き産業の国際競争力の強化が緊要な課題となっているところである。

さらに、近年多発する災害や新型コロナウイルスなどの感染症のまん延といった不測の事態による経済活動への影響に対する懸念についても、その状況を的確に把握し、しっかりと対応しなければならない。

また、今後開催される2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会、国際園芸博覧会は、我が国の花きの国内外の需要を飛躍的に拡大できる機会であり、ビクトリーブーケ、開催会場での展示・装飾等の成果を今後の花き産業の発展に最大限に生かすことが重要である。

花き産業及び花きの文化の振興に当たっては、このような状況を踏まえ、花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的として、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用、需要の増進に向けた活動等の措置を講ずることとする。

第2 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項

1 花き需要の長期見通し

花きの需要の長期見通しについては、近年の需要の動向に鑑み、また、法に基づき講ぜられる花きの需要の増進のための施策の効果が発揮されることを前提とすれば、需要額は令和12年が4,600億円、令和17年が6,350億円になることが見込まれる。

2 花きの生産量その他の花き産業の振興の目標

花き産業の振興については、次に掲げる輸出額の目標及び輸入額の見込みに需要の長期見通しを併せて考慮し、産出額の目標を令和12年は4,500億円、令和17年は6,500億円とする。

① 輸出額の目標

輸出額は、近年の輸出の状況に鑑み、また、法に基づき講ぜられる花きの輸出の促進に必要な施策の効果が発揮されることを前提に、令和12年は200億円、令和17年は450億円を目標とする。

② 輸入額の見込み

輸入額は、近年の輸入の状況に鑑み、令和12年及び令和17年は300億円と見込まれる。

また、令和12年の産出額の目標を達成するため、内訳を次のとおりとする。

切り花類	2,800億円
鉢ものの類	1,060億円
花木類	220億円
球根類	20億円
花壇用苗ものの類	300億円
芝類	70億円
地被植物類	30億円

第3 花き産業の振興のための施策に関する事項

1 生産者の経営の安定

(1) 花きの生産基盤の整備

国及び地方公共団体は、生産コストの低減に資する共同利用施設の導入、暑熱対策等による周年生産又は生産期間の延伸が可能となる低コスト耐候性ハウスの導入、環境制御型の生産システムへの転換を目指した次世代施設園芸の面的拡大、施設園芸におけるヒートポンプ等の省エネ設備の導入、新規就農者の農業経営の開始に必要な農業用機械及び施設の導入・普及を推進するよう努める。さらに、花き生産の分野においても自動重量選花機等ロボット・AI・IoTを活用したスマート農業技術の導入を推進するよう努める。また、農業生産資材の高騰による影響を小さくするため、資材コスト低減のための取組に対し支援を行うよう努める。

(2) 知的財産の適切な保護及び活用

国及び地方公共団体は、DNA品種識別技術の開発等により、国内外における知的財産権の侵害への対策を推進するよう努める。また、知的財産の創造・活用を図るため、花きの新品種の育成、花きの生産に関する新技術の開発及びこれらの普及実用化の取組に対し支援を行うよう努める。

(3) 自然災害等のリスクへの備えとしての農業保険の普及促進及び使用するエネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補填

国及び地方公共団体は、自然災害や価格低下等のリスクに対して農業者が備えることが重要であることから、自然災害等による収入減少を補填する収入保険や農業用ハウスの損失を補填する園芸施設共済等の普及促進・利用拡大の取組を進める。また、施設園芸に関して、燃油価格が一定の基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットを構築するよう努める。

2 生産性及び品質の向上の促進

国及び地方公共団体は、花きの生産者の産地間連携による技術交換や育種・苗供給体制の強化、形質のマーカー化による育種の加速化等、生産性及び品質の向上のための取組を支援するよう努める。また、集出荷施設における低温庫を含む産地における低温設備等、鮮度の保持に資する施設の整備を推進するよう努める。

3 加工及び流通の高度化

(1) 花きの加工に関する技術開発

国及び地方公共団体は、多様な需要に対応するため、花束、フラワーアレンジメント等の加工技術の開発・向上等の取組に対し支援を行うよう努める。

(2) 卸売市場等流通関係施設の整備及び流通経路の合理化等

国及び地方公共団体は、日持ちの良い花きへの消費者ニーズに対応するため、暑熱対策等による鮮度の保持に資する卸売市場における低温卸売場及び低温庫の整備等を推進するよう努める。また、産地から小売までの流通に要する時間の短縮及びコストの低減に資する流通経路の合理化、段ボール箱等資材の規格統一及び園芸資材の再利用を推進する取組に対し支援を行うよう努める。

4 鮮度の保持の重要性への留意

国及び地方公共団体は、花きの生産性及び品質の向上の促進並びに加工及び流通の高度化に関する施策を講ずるに当たっては、生産から流通・販売に至るまでのコールドチェーンの確立、各段階における鮮度保持剤の使用等の鮮度保持のための取組の意義について、関係者に対する普及啓発を行うよう努める。

5 輸出の促進

国及び地方公共団体は、オールジャパン体制により更なる輸出拡大を図ることを目的として、花きの文化と併せた国産花きに関する情報の発信、海外販路の拡大に向けた市場・消費実態に関する情報の収集・提供、輸出先国の植物検疫に対応した病害虫の防除方法の開発・普及及び海外の見本市への参加の促進や海外からのバイヤーの招へい等による商談の機会の創出に努める。

また、花き産地における輸出に対応した栽培体系の確立を推進するとともに、国際園芸博覧会への政府出展やインバウンド等を活用した海外需要の創出に努める。

さらに、輸出先国の規制が輸出阻害要因となっている場合には、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）により令和2年4月に設置された農林水産物・食品輸出本部の下、政府一体となって戦略的に対応する。

6 研究開発事業の実施に関する基本的な事項

（1）研究開発事業の基本的な考え方

研究開発事業の実施に当たっては、法及び基本方針に照らし適切な研究開発を行い、その成果が活用されることにより我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資することを目指すものとする。

（2）研究開発事業の内容等に関する事項

〔1〕研究開発事業の目標

研究開発事業者は、法及び基本方針を踏まえ、事業の実施によって達成すべき具体的な目標を設定するものとする。

〔2〕研究開発事業の内容

研究開発事業者は、次のア及びイの事項に取り組むものとし、これらの事項については、研究開発事業計画（以下「計画」という。）に具体的な内容を記載するものとする。

ア 花きの新品種の育成

耐病性、高温耐性、日持ち性等、従来の子種にない優れた機能や形質を有し、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資する新品種を育成するこ

と。

イ 増殖技術の高度化

アにより育成された新品種に係る茎頂培養による増殖、ウイルスフリー苗を使った増殖その他の増殖技術の高度化を図ること。

〔3〕研究開発事業の実施期間

計画期間は10年以内とし、事業の実施期間（開始日及び終了日）及び計画の目標達成に向けた具体的な年次計画を記載するものとする。

7 研究開発の推進

（1）花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化

国及び地方公共団体は、国産花きの需要拡大、海外輸出、低コスト生産等が可能となる花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化を推進するよう努める。また、産学官連携により、新品種の育成等に関する研究開発を推進するとともに、その素材となる遺伝資源の適切な導入を促進するよう努める。

（2）生産性及び品質の向上

国及び地方公共団体は、産学官連携により、栽培期間の短縮等による生産性の向上及び日持ち性等の品質の向上に関する研究開発を推進するよう努める。

（3）品質の保持

国及び地方公共団体は、輸出を含む長時間輸送に耐えうる梱包・包装資材の開発等、花きの品質を保持しつつ流通させるために必要な技術の開発等の取組に対し支援を行うよう努める。

8 地球温暖化に対する適応策

地球温暖化が我が国の農林水産業に与える影響については様々な予測が行われているところであり、花き産業においても、これまで各地で地球温暖化の影響が疑われる開花期の遅延、生育不良等の高温障害、病虫害の多発等の事例が報告されているところである。

このため、国及び地方公共団体は、高温障害を回避・軽減するための遮光資材の導入、循環扇の活用その他の栽培管理技術の導入、病虫害を回避・軽減するための資

材・技術の導入等の地球温暖化に対する適応策を推進するよう努める。

第４ 花きの文化の振興のための施策に関する事項

１ 公共施設及びまちづくり等における花きの活用

国及び地方公共団体は、庁舎、学校、図書館、市民会館等の公共施設や、公園整備等のまちづくりにおいて花きの活用を推進するよう努める。また、高齢者関係施設や児童関係施設等の社会福祉施設等における花きの活用の促進に努める。さらに、花きの人を癒やす効用に関する科学的データの蓄積及びそのデータから得られた知識の普及を推進するよう努める。

２ 花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進

国及び地方公共団体は、既に民間団体等により行われている、小学生等を対象にした、花や緑に親しみ、これらを育てる機会を通じて優しさや美しさを感じる気持ちを育む「花育」に対し支援を行うよう努める。また、花壇作り等の花きを介した世代交流を伴う地域活動に対し支援を行うよう努める。

３ 日常生活における花きの活用の促進等

国及び地方公共団体は、家庭や職場等の日常生活における花きの活用に関する環境整備を行うよう努める。また、生け花、盆栽等の花きに関する伝統の継承、新しい物日等の花きの新たな文化の創出及び花きに関する知識の普及を推進するよう努める。

第５ 花きの需要の増進のための施策に関する事項

国及び地方公共団体は、国際園芸博覧会、展覧会、展示会、品評会等の開催、消費者ニーズを踏まえた商品情報の提供、切り花の日持ちを保証する販売の確立等、花きの需要の増進のための取組に対し支援を行うよう努める。また、花きの需要の飛躍的な拡大に当たっては、国民への周知・宣伝を抜本的に強化するため、SNSの活用、観光業界やインテリア業界等の異業種との連携による効果的な需要喚起を推進するよう努める。